報告第　３　号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

令和　８年１０月３０日提出

倶知安町長　文　字　一　志

専　決　処　分　書

事故に係る損害賠償金について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２３日

倶知安町長　文　字　一　志

損害賠償の額の決定及び和解について

１　事故の概要

(1)　事故発生日時　　令和８年６月２０日（土）　午前７時４０分頃

(2)　事故発生場所　　札幌市南区簾舞２条５丁目付近　国道２３０号線

(3)　事故の状況　　中学校教員が部活動の練習試合の引率のため、公用車を運転中、札幌市南区簾舞２条５丁目付近国道２３０号線の信号機が黄色に変わり、前方の車がブレーキを踏んだため、事故者も少し強めにブレーキを踏み、車間は近い状態で停止した。停止後に姿勢を直そうとしたところ、ブレーキから足が浮いたことにより、自車が発進し、慌ててブレーキを踏んだが間に合わずに、自車の前方バンパーが前方の車の後方部に衝突した。
本件車両事故により、相手方は腰部捻挫との医師診断を受け、医療機関（整形外科）へ通院２日（計２回）を要した。

２　損害賠償額

(1)　相手方の損害総額　　１０８，４８０円

(2)　上記損害についての過失割合及び損害賠償額
過失割合は、倶知安町１００％、相手方０％とし、倶知安町は相手方の損害額のうち１００％を賠償する。
損害賠償額　　１０８，４８０円

３　事故処理方法　　示談による処理